

坂出市障がい者福祉計画および
第8期障がい福祉計画
(骨子案)

令和8年6月25日

坂出市ふくし課

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 障がい者福祉制度の変遷（国の動向）	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象者	4
6 計画の策定体制	5
第2章 障がい者を取り巻く状況	
1 人口構造	
2 障がい者の状況	
3 障がい児の状況	
4 サービスの利用状況	
5 アンケート調査からみる障がい者（児）の現状	
第3章 計画の基本的な考え方【障がい者福祉計画】	7
1 基本理念	7
2 基本目標	8
3 施策体系	10
第4章 障がい者福祉施策の展開	
1 理解と交流の促進	
2 保健・医療の推進	
3 療育・教育の充実	
4 自立した生活支援の推進	
5 雇用・就業支援の推進	
6 安全・安心な生活環境の整備	
7 情報提供・相談支援体制の充実	
8 差別の解消および権利擁護の推進	
第5章 第7期障がい福祉計画	
1 令和8年度の成果目標	
2 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）	
3 地域生活支援事業の見込量（活動指標）	
4 その他の改正への対応	
第6章 計画の推進	
1 計画の推進体制	
2 計画の点検・評価および改善	
資料編	

1	坂出市障がい者福祉計画（中間見直し版）および第7期障がい福祉計画策定経過
2	坂出市障がい者福祉計画（中間見直し版）および第7期障がい福祉計画について（提言）
3	坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会設置要綱.....
4	坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会委員名簿.....
5	用語解説
6	相談・支援窓口一覧

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、平成9年に『坂出市障がい者福祉計画「共に生きる・坂出ふれあいプラン」』を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を前提とした社会の実現をめざしてきました。

また、平成19年に『坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画』を策定し、「住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで」を基本理念として、各種施策の展開を図り、平成27年には『坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画』の策定を行うとともに、平成30年には児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」を包含した「坂出市第5期障がい福祉計画」を策定しました。さらに、令和3年には『坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画（「第2期障がい児福祉計画」を含む。）』を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。

その間、国では、平成23年に「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また、平成25年に、障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害者自立支援法を「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ改正施行されるとともに、平成28年に障害者総合支援法および児童福祉法が改正され、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しております。直近の令和4年12月の法改正では、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現していくための措置を講ずる（改正障害者総合支援法）とともに、子育て世帯に対する包括的支援のための体制強化（改正児童福祉法）を図っています。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国・地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などが定められ、令和3年6月には事業者による合理的配慮の提供の義務化などが定められる改正法が公布され、令和6年4月に施行されました。また障がい福祉計画については令和9年度から令和12年度までの基本方針が令和8年3月に改訂されております。

このような法制度の変化や障がい者およびその家族のニーズの多様化に対応するとともに、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、6年計画の「坂出市障がい者福祉計画」が令和8年度で計画の期間が終了するため現行計画を改訂し、新たに「第8期障がい福祉計画」を策定します。

2 障がい者福祉制度の変遷（国の動向）

H18年4月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 定率負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）の導入 等

H19年9月 「障害者の権利に関する条約」に署名（未批准）

- 内容（全50条） 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保。障がいに基づく差別の禁止など。

H22年6月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成22年12月17日の「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」の一部改正

「障害者差別解消法」制定

- 平成25年6月19日 成立
- 平成28年4月1日 施行
- 差別禁止部会の意見に基づき策定
- 差別の禁止、人権被害救済などを規定

「障害者基本法」改正

- 平成23年8月5日 公布・施行
- ※一部は政令で定める日

「障害者総合支援法」制定

- 平成24年6月27日 公布
- 平成25年4月1日 施行
- ※一部は政令で定める日

平成26年2月 「障害者の権利に関する条約」国内発効

「障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 平成28年5月25日 成立
- 平成30年4月1日 施行
- ・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築など

「障害者総合支援法等(※1)および「児童福祉法等(※2)」の一部の法改正

- (※1) 令和4年12月16日 公布
- (※2) 令和4年6月15日 公布
- ※一部は政令で定める日

「障害者差別解消法の一部を改正する法律」制定

- 令和3年6月3日 成立
- 令和6年4月1日 施行
- ・事業者による合理的配慮の提供の義務化など

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

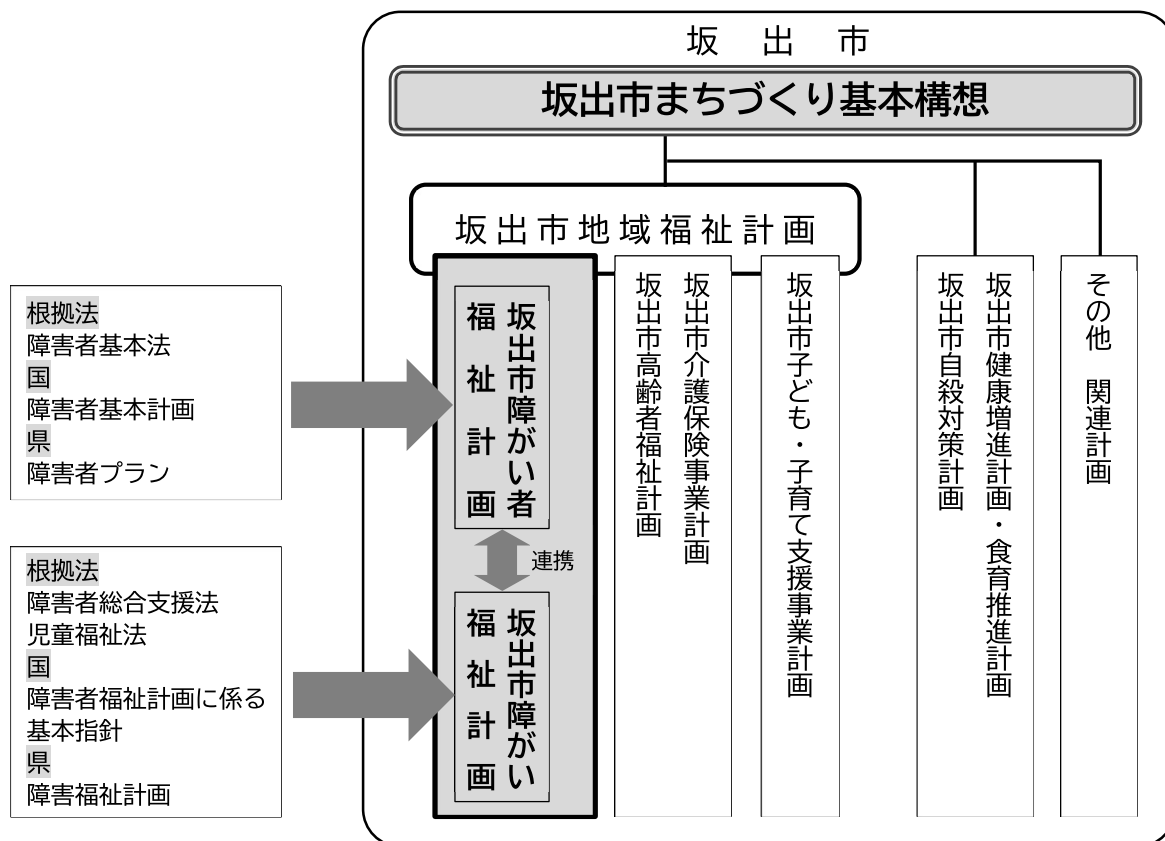
「坂出市障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画であり、「障がい者福祉に関する基本計画」の位置づけになります。

「坂出市第7期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスの提供に関する具体的な数値目標などを定める計画であり、「障がい福祉に関する事業計画」の位置づけとなります。また、障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含します。

(2) 市の計画における位置づけ

本計画は、市政の最上位の方針である「坂出市まちづくり基本構想」や福祉分野の上位計画である「坂出市地域福祉計画」に基づいた福祉分野の個別計画です。

計画の推進にあたっては、坂出市高齢者福祉計画・坂出市介護保険事業計画や坂出市子ども・子育て支援事業計画などの関連計画との連携や調整にも十分配慮するとともに、上位計画との整合を図りつつ、新たな課題などにも柔軟に対応していきます。



4 計画の期間

本計画は2つの計画を一体的に策定しており、「坂出市障がい者福祉計画」については、長期的な展望も視野に入れ、計画の期間を令和9年度から令和14年度までの6年間としています。令和11年度は中間年にあたることから、その中間見直しを行います。

また、今回新たに策定する「第8期障がい福祉計画」は、国の基本指針において、計画の期間を「3か年を1期」として定めていることから、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。

令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
			中間見直し					
障がい者福祉計画（第4期）								
令和3年から6年間			障がい者福祉計画（第5期）					
			6年間					
第7期障がい福祉計画 （第3期障がい児福祉計画を含む）			第8期障がい福祉計画 （第4期障がい児福祉計画を含む）					
3年間			3年間			第9期障がい福祉計画 （第5期障がい児福祉計画を含む）		
						3年間		

5 計画の対象者

本計画は、障がい者（児）や難病患者、およびその家族、介助者を主な対象とします。

「障がい者（児）」とは、障害者基本法第2条で定められているところの、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人を総称するものです。

6 計画の策定体制

(1) 策定協議会での審議

計画策定にあたっては、「策定協議会」を設置し、アンケート調査やヒアリング調査結果、障がい福祉サービスの事業量、計画書の内容などについて検討を行います。

(2) アンケート調査の実施

① 調査目的

市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、坂出市障がい者福祉計画を改訂および第8期障がい福祉計画の策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

② 調査対象

調査種別	調査対象者	抽出方法
当事者調査	坂出市在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者	無作為抽出
一般市民調査	坂出市在住の18歳以上の方	無作為抽出

③ 実施期間 令和8年3月9日～令和8年3月31日

④ 調査方法 郵送による配布・回収（Webによる回答可）

⑤ 配布・回収状況

調査種別	配布数	有効回収数	有効回答率
当事者調査	1,000人	562人	56.2%
一般市民調査	1,000人	474人	47.4%

(3) ヒアリング調査の実施

A. 事業所意向調査

① 調査目的

各法人の今後の障がい福祉サービス・地域生活支援事業に関する意向等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために実施しました。

② 実施期間 令和8年4月1日～令和8年4月24日

③ 調査方法 郵送による配布・回収

④ 配布・回収状況

配布数	有効回収数	有効回答率
22事業所	12事業所	54.5%

B. 関係団体意向調査

① 調査目的

障がい者を取り巻くサービスの現状や課題、今後の方向性などに関するご意見をお聞きし、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために実施しました。

② 実施期間 令和8年4月1日～令和8年5月25日

③ 調査方法 聞き取りまたは郵送による配布・回収

④ 対象団体 坂出市身体障がい者団体連合会、坂出市手をつなぐ育成会、坂出市精神障害者家族会、坂出市発達障がい児（者）親の会、特定非営利活動法人中讃聴覚障害者協会、香川県中途失聴・難聴者協会、地域活動支援センターわかたけ

C. 庁内調査

前回計画に基づく施策の実施状況を検証するために、庁内各課に対し、ヒアリング調査を行いました。

（4）パブリックコメント（意見公募）の実施

市のホームページや窓口等において情報公開を行い、広く市民のかたからの意見を求めます。

第3章 計画の基本的な考え方【障がい者福祉計画】

1 基本理念

自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち さかいで

本計画は、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することで、「自分らしく」暮らすことのできる社会を実現するため、本市が取り組むべき障がい者福祉施策の方向性を定めるものです。

国の第5次障害者基本計画では、障がい者施策について、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして講じられる必要があることが明記されています。

本市においても、障がいの有無や年齢、性別に関わらず、互いに支え合いながら、誰もが役割を持っていきいきと暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざしています。

本計画を推進するにあたり、本市が全庁的に取り組んでいる「健やかに」「幸せに」暮らせる「健幸のまちづくり」の考えを念頭に置くとともに、誰もが、どこでも誰とでも「自分らしく」生活するための選択の機会が確保され、障がい者が地域社会において他の人びとと共生することを妨げられないこと、また障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会を創造していくことが「地域共生社会の実現」につながることから、誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境整備に一層取り組んでいきます。

本計画では、これらのことを総合的に勘案し、引き続き「自分らしく 住み慣れた地域で共に安心してすごせる健幸のまち さかいで」を基本理念とします。

2 基本目標

(1) 「自分らしさ」の尊重 ～「自分らしく」すごす～

日常的にさまざまな支援が必要な障がい者は、支援制度の枠により生活に制約を受けがちではありますが、障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定等に必要な支援を実施するとともに、障がい者一人ひとりの状況に応じた的確な支援に取り組んでいきます。

(2) 障がい特性等に応じた切れ目のない支援

～ずっと「住み慣れた地域で」すごす～

当事者アンケートでは、「相談時に困ること」として「どこに相談したらいいかわからない」、「情報の入手について困ること」として「どこに情報があるかわからない」という意見が多くなっていました。

障がい者やその家族に対し、ライフステージ、障がい特性等に応じた必要な支援が受けられるよう、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築に努めます。

(3) 地域福祉の推進 ～「共に」「安心して」すごす～

本市においても、災害時要配慮者への支援が課題になっていますが、要支援者の把握や避難先での配慮はもちろんのこと、地域住民の理解や協力体制は重要です。

民生児童委員、ボランティア、障がい者団体、社会福祉協議会等の福祉を担うさまざまな団体・組織が互いに連携し、活動を促すなどして、障がい者の生活を支え、自立を促すことにつながる取り組みを推進するとともに、市民の理解を深めながら、隣近所の助け合いをはじめとした「互助の体制」の形成を図ります。

（４）社会的障壁の除去および合理的配慮の普及

市民や事業者等に障がいや障がい者に対する理解を深めることで、障がいを理由とする差別をなくし、障がい者の基本的人権を守ります。

また、合理的配慮とは、障がいのある人が、障がいのない人と同じように活動することができるように、物の形やルールなどを変えたり、支援する人を置いたりする行為のことをいいます。障害者差別解消法における合理的配慮は、障がい者やその家族などから、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、その実施にあたり、過重な負担がないものとされています。

令和６年度より合理的配慮が事業主にも義務化されており、このため、地域における障がい理解・差別解消を促進するために、障害者差別解消法や合理的配慮の普及に向けて具体例を提示するなど、より一層の啓発や理解促進に努めます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	施策の展開
自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる 健幸のまち さかいで	1 「自分らしさ」の尊重 ～「自分らしく」すごす～	(1) 理解と交流の促進
		①啓発・広報活動の推進
		②交流・ふれあいの居場所づくり
		③互助の取り組みの推進
		④生涯学習(文化、スポーツ等)の振興
		(2) 保健・医療の推進
		①障がいの原因となる疾病等の予防・治療
		②保健・医療・介護・福祉の連携
		③精神保健福祉対策の推進
	2 障がい特性等に応じた切れ目のない支援 ～ずっと「住み慣れた地域で」すごす～	(3) 療育・教育の充実
		①早期療育体制の構築
		②特別支援教育の充実
		③保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の連携体制の構築
	3 地域福祉の推進 ～「共に」「安心して」すごす～	(4) 自立した生活支援の推進
		①障がい福祉サービス等の充実
		②障がい児支援の充実
		③地域生活移行・定着の促進
		④経済的な支援
	4 社会的障壁の除去および合理的配慮の推進	(5) 雇用・就業支援の推進
		①障がい者雇用の促進
		②総合的な雇用・就業支援施策の推進
		③一般就労が困難な障がい者に対する支援
		(6) 安全・安心な生活環境の整備
		①住まいの場の確保
		②移動手段の充実
		③障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
		④防災対策の推進
		⑤救急・交通安全対策の推進
		(7) 情報提供・相談支援体制の充実
		①障がい特性に応じた情報提供の推進
		②相談支援体制の整備
		(8) 差別の解消及び権利擁護の推進
		①差別解消の推進と合理的配慮の普及
		②虐待の防止
		③権利擁護の推進